

# 津波緊急避難における高速道路 区域の一時使用に関する協定書

長            万            部            町

東日本高速道路株式会社北海道支社室蘭管理事務所

## 津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書

長万部町（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社北海道支社室蘭管理事務所（以下「乙」という。）は、津波襲来時に乙が管理する高速道路区域の一部を甲が指定緊急避難場所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、長万部町へ津波襲来時に乙が管理する高速道路区域の一部を国縫地区の住民等（以下「地域住民等」という。）が指定緊急避難場所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用区域）

第2条 甲が指定緊急避難場所として使用できる高速道路区域の範囲（以下「使用区域」という。）は、次のとおりとする。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 名 称   | 道央自動車道 国縫インターチェンジ       |
| 所 在 地 | 長万部町字国縫地内               |
| 面 積   | 約 3,600 m <sup>2</sup>  |
| 使用範囲  | 別添「使用区域平面図（避難経路含む）」のとおり |

### （使用期間）

第3条 甲が使用区域として使用できる期間は、甲が定める発令基準による避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）の発令時から避難勧告等の解除時までとする。

### （使用時の連絡体制）

第4条 甲は、前条に基づく使用を開始する場合は、事前に乙に対しその旨を連絡するものとする。ただし、連絡手段がない場合はこの限りではない。

2 甲は、使用を終了する場合は、乙に対しその旨を連絡するものとする。

3 甲乙における連絡先は、甲乙相互に別途通知する。

### （使用が出来ない場合の連絡）

第5条 乙は、使用区域が何らかの事情により使用が出来ない場合は、甲に対しその旨を連絡するものとする。

(安全責任者)

第6条 甲は、地域住民等の誘導及び使用区域の使用時における安全を確保することを目的とする責任者（以下「安全責任者」という。）を指定するものとする。

2 安全責任者は、地域住民等を使用区域以外の範囲に立ち入らせてはならない。

3 甲は、第1項で指定した安全責任者を乙に別途通知する。

(鍵の貸与)

第7条 乙は、使用区域へ避難するための出入口の鍵を甲へ貸与するものとする。

(使用料)

第8条 使用区域の使用料は、無償とする。

(避難訓練及び維持作業)

第9条 甲は、甲が実施する避難訓練及び維持作業において使用区域を使用する場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(地域住民等への周知)

第10条 甲は、本協定に定める使用区域、使用期間及び安全責任者について、地域住民等へ広く周知するものとする。

(原状復旧)

第11条 本協定による使用区域の使用に起因して、乙の施設等が損傷した場合は、甲の負担により原状復旧することを原則とし、その復旧方法については、甲乙協議するものとする。

(使用区域の改造等)

第12条 甲は、使用区域の改造又は新たな施設を設置しようとする場合は、あらかじめ乙に協議のうえ、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

(損害賠償)

第13条 甲は、本協定による使用区域の使用に起因して、乙に損害を与え又は地域住民等若しくは第三者と紛争を生じた場合は、速やかに乙に届け出るものとし、甲の責任において損害を賠償し又は紛争を解決するものとする。

2 本協定による使用区域の使用に伴い発生した地域住民等又は第三者の損害及び事故等については、乙は一切の責任を負わないものとする。

(協定の有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲又は乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとする場合は、30日前までに相手方に対し解除の申し入れをするものとする。

(その他)

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

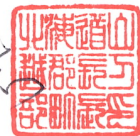
本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 長万部町

長万部町長

木崎 正志

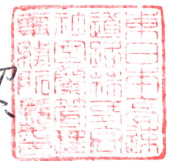


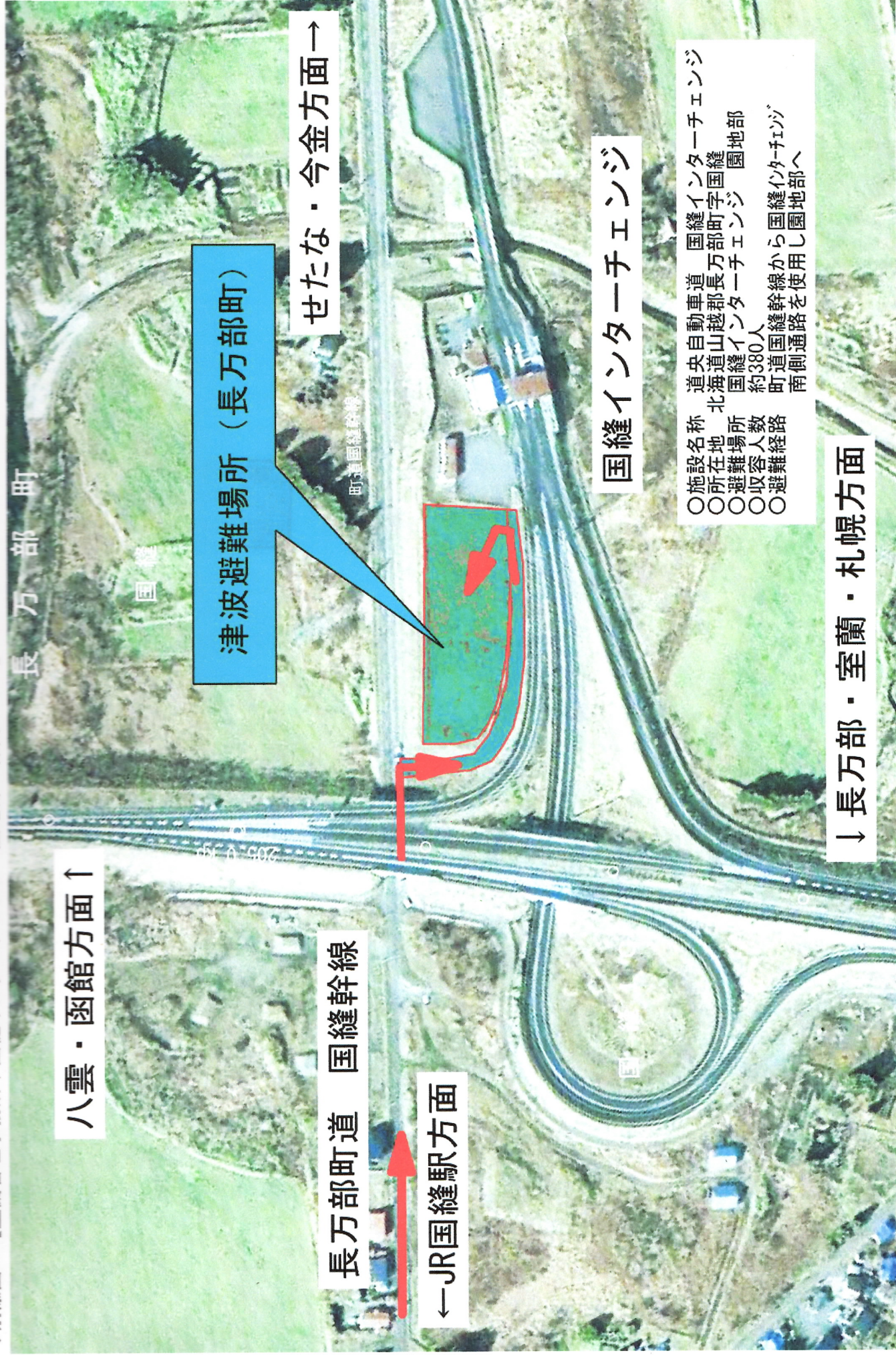
乙 東日本高速道路株式会社

北海道支社 室蘭管理事務所

所 長

加藤 潔





八雲・函館方面↑

長万部町道 国縫幹線

←JR国縫駅方面

津波避難場所 (長万部町)

せたな・今金方面→

国縫インターチェンジ

- 施設名称 道央自動車道 国縫インターチェンジ
- 所在地 北海道山越郡長万部町国縫
- 避難場所 国縫インターチェンジ 園地部
- 収容人数 約380人
- 避難経路 町道国縫幹線から国縫インターチェンジ南側通路を使用し園地部へ

↓長万部・室蘭・札幌方面